

国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の公募に係る FAQ

1. 公募内容について

- 問1 「帰国発展研究」の応募資格について、「①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者」としているのはなぜか？ …… 4
- 問2 「①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者」という応募資格を自分が満たしているかどうかは、どのように判断すればよいか？ …… 4
- 問3 日本国外の研究機関に所属しているが、日本の研究機関にも所属しており、科研費応募資格を取得している場合には「帰国発展研究」には応募が可能か？ … 4
- 問4 現在は海外の研究機関に所属しているが、近々日本の研究機関に異動することが確定している。その場合でも応募可能か？ …… 5
- 問5 応募資格である「③科研費応募資格を有していない者であること」はどのように確認したらよいか？ …… 5
- 問6 現在日本の研究機関にも客員として在籍しているが、科研費に応募はしていないため、科研費応募資格は持たないと考えて良いか？ …… 5
- 問7 現在日本の研究機関には所属していないが、過去に e-Rad の研究者番号は取得している。この場合、応募資格である「科研費応募資格を有していない者であること」は満たさないとすることか？ …… 5
- 問8 「日本を主たる拠点として研究を遂行するために、教授、准教授相当(ポストドクターは除く)として日本国内の研究機関に所属する」とはどのような状態のことをいうのか？ …… 5
- 問9 交付申請の要件を、「日本国内の研究機関に教授、准教授相当(ポストドクターは除く)として所属する」者としているのはなぜか？ …… 6
- 問10 日本学術振興会の海外特別研究員が「帰国発展研究」に応募できないのはなぜか？ …… 6

2. 応募前の手続について

- 問11 なぜ「帰国発展研究」の応募専用ID・パスワードが必要なのか？ …… 6
- 問12 過去に「帰国発展研究」の応募専用ID・パスワードを取得しているが、平成29年度に応募する場合、応募専用ID・パスワードを取得し直すことが必要か？ …… 7
- 問13 過去に「帰国発展研究」の応募専用ID・パスワードを取得したが忘れてしまった。どうしたらよいか？ …… 7

- 問 14 科研費に一度も応募したことが無ければ、e-Rad の研究者番号又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号は持っていないと考えて良いか？…………… 7
- 問 15 過去に日本の研究機関に所属していたことがあるが、e-Rad の研究者番号又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号について、取得していたかどうか分からない。どうしたらよいか？ …………… 7
- 問 16 e-Rad の研究者番号又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号を取得していたことは確かだが、番号を忘れてしまった。どうしたらよいか？…………… 8
- 問 17 e-Rad の研究者番号又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号を取得しているが、今回 e-Rad にログインしようとしたところ、ログインできなかった。研究者番号は間違っていないはずだが？…………… 8
- 問 18 e-Rad の研究者番号を取得するため、e-Rad の研究者登録を行う予定だが、研究者登録手続に関して質問がある場合はどうしたらよいか？…………… 8

3. 応募内容・審査について

- 問 19 研究組織について、研究協力者しか設定できないのか？…………… 8
- 問 20 研究計画調書の研究経費の欄が「1年目」「2年目」「3年目」となっているが、科研費の他の研究種目では「1年度目」「2年度目」「3年度目」という表記がされていると思う。なぜ異なっているのか？…………… 8
- 問 21 研究計画調書の研究者調書の「外国機関の所属年数」欄について、「(日本の研究機関との兼務除く)」とあるが、なぜ兼務の期間を除いているのか？…………… 9
- 問 22 研究計画調書の研究者調書の「(現在の所属・職において独立して行っている研究活動状況及び海外における研究歴)」欄はなぜ設けられているのか？…………… 9
- 問 23 審査はどのように行われるのか？…………… 9

4. 採択後の手続等について

- 問 24 採択された研究者が国内の研究機関に所属した場合には、研究機関ではどのような取扱いを行えばよいか？…………… 9
- 問 25 「帰国発展研究」に採択された後、いつから経費の執行が可能となるか？…………… 10
- 問 26 「帰国発展研究」に採択された後、交付申請を行い、研究を遂行している場合には他の研究種目には応募できるのか？…………… 10

- 問 27 科研費の他の研究種目の平成30年度公募においては、交付申請前までに研究倫理教育の受講等を行うこととなっているが、「帰国発展研究」の場合も、交付申請前までに研究倫理教育の受講等を行うことが必須か？…………… 10
- 問 28 「帰国発展研究」に採択され、日本に帰国後、研究機関において研究を実施するにあたり、知的財産権等の取扱いについて注意することはあるか？…………… 10

問1 「帰国発展研究」の応募資格について、「①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者」としているのはなぜか？

(答) 「帰国発展研究」では、海外で優れた研究実績を重ねた、独立した研究者の帰国を促すとともに、当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資することが期待されています。

そのため、「帰国発展研究」の趣旨を踏まえ、海外の第一線で研究を実施しており、優れた研究業績を有している教授、准教授又はそれに準じる身分として所属する者を対象としています。

なお、「それに準ずる身分」については、ポストドクターを除きますが、例えばテニュアトラックのような身分も含まれます。

問2 「①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者」という応募資格を自分が満たしているかどうかは、どのように判断すればよいか？

(答) 「教授」、「准教授」以外で、ポストドクターにも該当しない身分の場合は、公募要領の趣旨に記載している「独立した研究者」に該当する身分であるかどうかを判断の際の御参考にしてください。

問3 日本国外の研究機関に所属しているが、日本の研究機関にも所属しており、科研費応募資格を取得している場合には「帰国発展研究」には応募が可能か？

(答) 「帰国発展研究」の応募者は、応募時点において、

- ① 日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分(ポストドクターを除く)を有し、所属している者であること
- ② 現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
- ③ 科研費応募資格を有していない者であること

が必要です。

そのため、すでに科研費応募資格を取得している場合には、「帰国発展研究」に応募することはできません。また、「帰国発展研究」の応募書類提出期限までに科研費応募資格を取得する場合も、「帰国発展研究」に応募することはできません。

問4 現在は海外の研究機関に所属しているが、近々日本の研究機関に異動することが確定している。その場合でも応募可能か？

(答) 応募時点において「帰国発展研究」の応募資格を満たしており、「帰国発展研究」の応募書類提出期限までに科研費応募資格を取得しない場合は応募可能です。

ただし、平成29年度の「帰国発展研究」に応募・採択された場合には、平成30年度及び平成31年度の研究活動スタート支援へは応募できませんので、御注意ください。

問5 応募資格である「③科研費応募資格を有していない者であること」はどのように確認したら
よいか？

(答) 現在、日本の研究機関に所属していない場合は、基本的には科研費応募資格は有していないと御判断いただけたらと考えます。なお、現在、日本の研究機関に所属している場合は、雇用の形態が兼任等の非常勤であったり、無給であったとしても、研究機関の判断で科研費応募資格を与えられている可能性がありますので、当該研究機関にお問い合わせください。

問6 現在日本の研究機関にも客員として在籍しているが、科研費に応募はしていないため、科研費応募資格は持たないと考えて良いか？

(答) 科研費に応募していなくても、科研費応募資格を与えられている可能性があります。研究機関の判断で、客員教員等、専任以外の研究者にも科研費応募資格を与えている場合もありますので、当該研究機関に御確認ください。

問7 現在日本の研究機関には所属していないが、過去に e-Rad の研究者番号は取得している。この場合、応募資格である「科研費応募資格を有していない者であること」は満たさないと
言うことか？

(答) 過去に e-Rad の研究者番号(又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号)を取得していたとしても、現在日本の研究機関から「科研費応募資格」を付与されていないかぎり、「科研費応募資格を有していない者であること」を満たします。

問8 「日本を主たる拠点として研究を遂行するために、教授、准教授相当(ポストドクターは除く)として日本国内の研究機関に所属する」とはどのような状態のことをいうのか？

(答) 交付申請者については、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するという「帰国発展研究」の趣旨を踏まえ、帰国して日本の研究機関に所属し、研究することを希望する研究者を対象としています。

例えば、採択後、日本の研究機関に教授、准教授相当として雇用され、日本を主たる拠点として研究を遂行することとした場合には、交付申請することができます。

なお、海外の研究機関とのクロスアポイントメント等、海外の研究機関において引き続き研究を遂行することについて直ちには妨げませんが、交付申請時に、全仕事時間に対する日本の所属研究機関における職務の割合が、少なくとも概ね50%程度であることを確認します。

そのため、「帰国発展研究」の交付申請を行うためだけに日本の研究機関に一時的に所属することや、主に海外の研究機関に所属・滞在しつつ、例えば客員教員等により日本の研究機関に単に所属を追加する場合などには、交付申請することは認められません。

また、「教授、准教授相当」には、独立行政法人等における主任研究員等の役職も該当し、優れた研究実績を持つ研究者に与えられ、独立した研究者として当該機関を拠点として活動することが可能な役職を想定しています。

問9 交付申請の要件を、「日本国内の研究機関に教授、准教授相当(ポストドクターは除く)として所属する」者としているのはなぜか？

(答) 「帰国発展研究」は、海外の研究機関等において優れた研究実績を重ねた、独立した研究者の帰国を促すとともに、当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資することが期待されています。

そのため、このような趣旨を踏まえ、採択された研究者には、教授又は准教授相当の独立した研究者として、我が国の研究活動の活性化のために、日本国内の研究機関を拠点として長期間にわたって活動していただきたいことから、このような要件としています。

問10 日本学術振興会の海外特別研究員が「帰国発展研究」に応募できないのはなぜか？

(答) 日本学術振興会海外特別研究員は、①「我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者」又は、②「我が国の大学等学術研究機関の常勤の研究者を志望する者(採用時には原則として海外特別研究員以外の身分を有していないことが必要)」を対象としています。

そのため、帰国発展研究応募資格の要件である「①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分(ポストドクターを除く)を有し、所属している者であること」に該当しないため、「帰国発展研究」に応募することはできません。

問11 なぜ「帰国発展研究」の応募専用ID・パスワードが必要なのか？

(答) 科研費の他の研究種目(「新学術領域研究」、「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」)で使用する科研費電子申請システムについては、e-Radと連動しており、科研費応募資格を有する研究者のみが、e-RadのID・パスワードを使用してログインできる設計となっています。このため、科研費応募資格を有さない研究者が応募する「帰国発展研究」においては、他の研究種目と同様の電子申請システムを利用できないため、「帰国発展研究」専用の科研費電子申請システムを用意し、当該システムにログインするために、応募専用ID・パスワードを取得した上で応募していただくこととしています。

「帰国発展研究」では、研究者自身で「帰国発展研究応募資格」の要件を満たすかどうか確認し、「帰国発展研究」の応募専用ID・パスワードを取得した後、帰国発展研究専用の電子申請システムを利用し、応募手続きを行っていただきます。「帰国発展研究」の応募専用ID・パスワードについては、他者に漏えいすることがないように厳格に管理してください。

なお、「帰国発展研究」の応募専用ID・パスワードはe-RadのID・パスワードとは異なるものであり、科研費の他の研究種目には応募できませんので、御注意ください。

問12 過去に「帰国発展研究」の応募専用ID・パスワードを取得しているが、平成29年度に応募する場合、応募専用ID・パスワードを取得し直すことが必要か？

(答) 過去に応募専用 ID・パスワードを取得している方は、応募専用 ID・パスワードを取得し直すことはできません。過去に取得したものと同一応募専用 ID・パスワードを使用してください。
なお、過去に取得した応募専用 ID・パスワードを使用する際には、登録されている応募情報が最新の情報となっているかを確認し、必要に応じて情報を更新してください。

問 13 過去に「帰国発展研究」の応募専用 ID・パスワードを取得したが忘れてしまった。どうしたらよいか？

(答) ID やパスワードを忘れた場合には、帰国発展研究専用の電子申請システムの「ID を確認する」、「パスワードを再発行する」からそれぞれ ID の確認、パスワードの再発行が可能です。

問 14 科研費に一度も応募したことが無ければ、e-Rad の研究者番号又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号は持っていないと考えて良いか？

(答) 科研費に応募したことが無くても、日本の科研費以外の競争的資金(文部科学省以外の他府省所管分を含む。)に応募するために研究者番号を取得している場合もあります。また、競争的資金に応募したことが無くても、日本の研究機関に所属していたことがある場合(兼任等の非常勤で所属していた場合も含む。)、研究機関側で研究者番号を取得している可能性もあります。そのため、必要に応じて過去に所属したことのある研究機関等に御確認ください。

問 15 過去に日本の研究機関に所属していたことがあるが、e-Rad の研究者番号又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号について、取得していたかどうかが分からない。どうしたらよいか？

(答) 当該研究機関に御確認ください。なお、研究者番号を取得していたことは判明したものの、当該研究機関でも研究者番号が分からない場合は、「ログイン情報リセット」の手続が必要となりますので、e-Rad ヘルプデスクまで御連絡ください(場合によっては当該研究機関での処理が必要となる可能性もありますので、時間に余裕を持って御対応ください)。

問 16 e-Rad の研究者番号又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号を取得していたことは確かだが、番号を忘れてしまった。どうしたらよいか？

(答) 引き続き同じ番号を御使用いただくこととなりますが、「ログイン情報リセット」の手続が必要となります。e-Rad ヘルプデスクまで御連絡ください(場合によっては以前に所属していた研究機関での処理が必要となる可能性もありますので、時間に余裕を持って御対応ください)。

問 17 e-Rad の研究者番号又は文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得する研究者番号を取得しているが、今回 e-Rad にログインしようとしたところ、ログインできなかった。研究者番号は間違っていないはずだが？

(答) 研究者番号が無効になっている可能性があります。その場合でも今後も引き続き同じ番号を御使用いただくこととなりますので、「帰国発展研究」に御応募いただく際には、そのまま当該研究者番号を応募の際に御入力いただいて構いません。

なお、e-Rad にログインするには、別途「ログイン情報リセット」の手続きが必要となりますので、e-Rad ヘルプデスクまで御連絡ください(場合によっては以前に所属していた研究機関での処理が必要となる可能性もあります)。

問 18 e-Rad の研究者番号を取得するため、e-Rad の研究者登録を行う予定だが、研究者登録手続に関して質問がある場合はどうしたらよいか？

(答) e-Rad ヘルプデスクまで御連絡ください。

問 19 研究組織について、研究協力者しか設定できないのか？

(答) 「帰国発展研究」では、採択となった後、平成31年4月30日までに交付申請を行うこととしており、帰国後の所属先が確定していなくても応募することができることから、採否の決定から所属が確定して交付申請するまでの間に、当初計画した研究組織の状況が変化する可能性があります。

このため、応募の段階では研究計画に参画する者を研究協力者として設定し、交付申請時以降に必要なに応じて研究分担者や連携研究者の追加を可能としています。

問 20 研究計画調書の研究経費の欄が「1年目」「2年目」「3年目」となっているが、科研費の他の研究種目では「1年度目」「2年度目」「3年度目」という表記がされていると思う。なぜ異なっているのか？

(答) 「帰国発展研究」については、帰国の時期や帰国後の所属先が確定していなくても応募でき、平成31年4月30日までに交付申請を行うことができることとしています。そのため、応募時点では、研究を開始できる時期が不明確な場合も考えられることから、年度にこだわることなく、研究開始時点から「1年目」「2年目」「3年目」として研究計画を立案することとしています(研究期間については、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとしていますので、最長3年となっています)。

問 21 研究計画調書の研究者調書の「外国機関の所属年数」欄について、「(日本の研究機関との兼務除く)」とあるが、なぜ兼務の期間を除いているのか？

(答) この欄は、外国機関での活動状況を把握する一つの指標とするために設けています。外国機関と日本の研究機関を兼務している期間も対象に含めた場合、兼務していても期間に

算入できる条件の設定・判断が困難となるため、日本の研究機関との兼務を除いた外国機関の所属年数を記入することとしています。

なお、兼務の場合も含めた外国機関での活動状況は、「(職歴)」欄に御記入ください。

問 22 研究計画調書の研究者調書の「(現在の所属・職において独立して行っている研究活動状況及び海外における研究歴)」欄はなぜ設けられているのか？

(答) この欄は、外国機関での独立した研究者としての研究活動状況や海外における研究歴を記入いただくことで、「海外の研究機関等において優れた研究実績を重ねた、独立した研究者」であるかどうかを把握するために設けています。そのため、独立した研究者として研究活動を行っていることが審査委員にも分かるように留意して御記入ください。

問 23 審査はどのように行われるのか？

(答) 「帰国発展研究」は、平成29年度から審査区分及び審査方式を変更しました。「人文社会系」、「理工系」、「生物系」の3つの審査会において、全ての応募研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行います(「総合審査」)。

この際、「帰国発展研究」の審査にあたっては、書面審査とは別により専門分野に近い研究者が作成する審査意見書を活用します。なお、審査意見書は、国内の研究機関に所属する研究者3名程度に作成を依頼する予定です。

問 24 採択された研究者が国内の研究機関に所属した場合には、研究機関ではどのような取扱いを行えばよいか？

(答) 「帰国発展研究」に採択された研究者が帰国後、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関に採用され、応募資格の要件を満たした場合には、交付申請を行うことができます。「帰国発展研究」に採択された研究者には、電子媒体(PDF)により条件付交付内定通知をお渡ししております。当該通知には、研究機関で必要な手続等を記載した書類も添付し、日本の研究機関の科学研究費助成事業担当者にお渡しいただくよう、研究者をお願いしておりますので、条件付交付内定通知の写し等を研究機関において御確認のうえ、随時交付申請の手続きを行ってください。交付申請以降、一般の科研費と同様に研究機関において管理していただくこととなります。

なお、各研究機関が満たさなければならない要件として、①科研費が交付される場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること、②科研費が交付される場合に、機関として科研費の管理を行うこと、があります。

問 25 「帰国発展研究」に採択された後、いつから経費の執行が可能となるか？

(答) 日本の研究機関に所属し、科研費の応募資格を得た後、当該研究機関による交付申請書の提出日以降に研究を開始し、必要な契約等を行うことができます。

問 26 「帰国発展研究」に採択された後、交付申請を行い、研究を遂行している場合には他の研究種目には応募できるのか？

(答) 「帰国発展研究」に採択され、研究遂行中の場合であっても、他の研究種目(研究活動スタート支援を除く)への応募は可能ですが、他の研究種目に研究代表者として採択された場合には、「帰国発展研究」の研究課題は廃止し、交付された研究費を返還する必要があります。

問 27 科研費の他の研究種目の平成30年度公募においては、交付申請前までに研究倫理教育の受講等を行うこととなっているが、「帰国発展研究」の場合も、交付申請前までに研究倫理教育の受講等を行うことが必須か？

(答) 平成29年度に採択された「帰国発展研究」の研究代表者、研究分担者についても、交付申請前までに研究倫理教育の受講等を義務とします。

そのため、研究代表者については、交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材の通読・履修をしてもらうか、帰国後の所属先が確定している場合には当該機関の研究倫理教育の実施方針に従って受講等をしてください。

なお、研究倫理教育に関する教材『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会のテキスト版、及び「研究倫理 eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」については、日本学術振興会ホームページで公開しております(<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>)。

研究倫理教育の受講等については、「帰国発展研究」に採択された研究代表者には別途詳細をお知らせする予定です。

問 28 「帰国発展研究」に採択され、日本に帰国後、研究機関において研究を実施するにあたり、知的財産権等の取扱いについて注意することはあるか？

(答) 国外の研究機関において実施していた研究に関連して特許等の知的財産などがある場合には、帰国後にそれらに関連した研究を「帰国発展研究」によって実施することにより権利関係の問題が発生しないよう、関係者との間で取扱いをあらかじめ協議しておいてください。